

2026

令和8年

8

協会けんぽ ふくおかだより

職場内で
ご閲覧ください

第三者の行為によるケガで健康保険を使う場合は？

交通事故やけんかなど、第三者の行為によってケガをしたときでも健康保険を使って治療を受けることができますが、その場合は、「第三者行為による傷病届」を協会けんぽにご提出いただく必要があります。ケガの原因によっては、健康保険を使用できない場合がありますので、以下のフローチャートに沿ってご確認ください。

START!

ケガをしたのは、お仕事中または通勤途中ですか？

はい

いいえ

労災保険の対象となるため
健康保険を使って治療を受ける
ことはできません。

労災に該当するか判断に
迷う場合は、労働基準監督署へ
ご相談ください。

労災保険に加入できない事業主や
役員は「特別加入制度」があります。

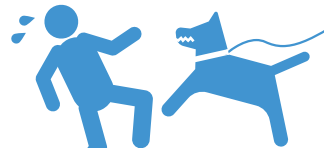
特例として、法人の役員で被保険
者数が5人未満の事業所の場合、
負傷時の業務が従業員の従事する
業務と同一と認められるときは、
健康保険の給付対象となります。

ケガの原因は、以下のような第三者が絡むものですか？

車と車の交通事故



他人の飼い犬に噛まれた



車に同乗中の負傷



けんかで負傷させられた



※一例です

はい

いいえ

健康保険を使って治療を受けることがで
きますが、「第三者行為による傷病届」を協会
けんぽにご提出いただく必要があります。

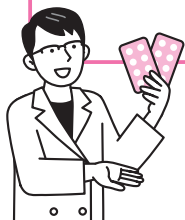
健康保険を使って治療を受けることができますが、協会けんぽより、負傷した原因を文書で照会することがあります。照会文書が届いた際は必ずご回答・ご返送くださいますようお願いいたします。

なぜ協会けんぽへ届出が必要？

交通事故など第三者の行為によるケガの治療費は、本来加害者が過失割合に応じて負担するものです。健康保険を使って治療を受けた場合、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替えて支払うこととなります。立て替えた医療費は、後日、協会けんぽが加害者に損害賠償請求をするため、事故等の状況や加害者の情報を「第三者行為による傷病届」によりお知らせいただく必要があります。

詳しくはこちら





お薬選びで医療費の節約をしませんか？

先に開発されたお薬の特許が切れたあとに開発される「ジェネリック医薬品」や「バイオシミラー」は、開発期間とコストが大幅に抑えられており、比較的安価なため、これらのお薬を選択することで医療費の節約につながります。

ジェネリック医薬品

- 先に開発された薬（先発品）の特許が切れた後に、同じ有効成分、同じ効き目として国が承認した医薬品

詳しくはこちら



- 価格は先発品よりも安く、味や大きさを改良するなど飲みやすいように工夫されているのが特徴

バイオシミラー

- 先行バイオ医薬品（生物の細胞などを使って作った医薬品）と有効性・安全性が同等であることを確認し、国が承認した医薬品

詳しくはこちら



- 価格は、先行バイオ医薬品の約70%と安価であることが特徴

「ジェネリック医薬品」や「バイオシミラー」を希望される方は医師・薬剤師にご相談ください。

参考：福岡県庁HP「ジェネリック医薬品・バイオシミラーに関する参考資料について」

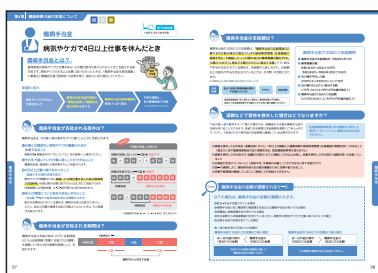
手元に置いて、すぐに読み返せる一冊 ガイドブックのご案内 無料

健康保険の給付金や健康診断、マイナ保険証などを紹介した「協会けんぽGUIDE BOOK」(最新版)を**健康保険委員の方限定**で毎年お届けしています。気になるところにメモをしたり、新入社員等へ健康保険制度について説明したりと、様々な場面でご活用いただけます！

健康保険委員のご登録はこちら



約70ページの冊子です！



誌面イメージ

上記の
二次元コードから
健康保険委員に
ご登録ください！
ガイドブックを
お届けします



24時間いつでも利用可能！ チャットボットのご案内

協会けんぽのホームページでは、チャットボットを導入しています。チャットボットとは、インターネット上で入力された質問に自動で回答し、皆さまの疑問を解消するツールのことです。「24時間いつでもどこでも」「気軽に質問」「すぐに解決」がチャットボットの良さです。

このマークが目印！



AIチャットがお答えします
お気軽にご質問ください

